

れい和こすもす園指定短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人のじぎく福祉会が開設する、特別養護老人ホームれい和こすもす園（以下「事業所」という。）が行う短期入所生活介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員又は職員（以下「職員」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 前条の目的を達成するために、要介護者の処遇に万全を期するとともに、この短期入所生活介護事業を通じて地域社会との交流をはかり、地域社会の福祉増進に寄与するよう運営するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームれい和こすもす園
- (2) 所在地 加古川市神野町神野145-2

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- (2) 医師（嘱託） 1名以上

- (3) 介護職員 16名以上

利用者の生活・身体介護を行う。

- (4) 看護職員 1名以上

利用者の健康管理及び看護を行う

- (5) 生活相談員 1名以上

短期入所生活介護を円滑に提供できるように努め、サービス利用状況を把握する。

- (6) 機能訓練指導員 1名以上

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

- (7) 栄養士 1名以上

利用者の身体状況を考慮し、栄養の観点から利用者に提供する食事の内容を定める。

(指定短期入所生活介護の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、10人とする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(入所時の面接)

第6条 新規の短期入所生活介護利用予定者に対して、関連する職種で面接を行い、事業所の目的、方針、利用心得、その他の必要な事項を説明して安心と信頼感を抱かせるように努める。また、家族に対する介護負担の軽減を目的とする。

(営業時間)

第7条 事業所の営業時間は、次のとおりとする。

営業時間 原則として24時間受入れ体制とする。ただし開園は午前8時から午後8時とする。

(短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第8条 短期入所生活介護事業の内容は次のとおりとする。

- ア 入浴、排泄、食事等の介護及び日常生活の世話
- イ 生活指導（相談・援助等） レクリエーション
- ウ 日常動作訓練
- エ 健康チェック
- オ 送迎

2 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。その他費用については、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- ア 食費
- イ 滞在費
- ウ 利用前日の午後5時30分までに利用中止の連絡がない時は、緊急又はやむを得ない場合を除き取消料として1,000円を徴収する。
- エ 前号に掲げるもののほか、短期入所生活介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 第8条の通常の事業の実施地域を超えて行う利用者の送迎に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、交通費は次の額を徴収する。

通常実施区域を越えて 片道路程 5km未満 100円

5 km以上 10 km未満 200円

以降5 km未満超える毎に 100円

4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、加古川市・稻美町とする。

(緊急時における対処方法)

第10条 職員は短期入所生活介護事業の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときにはすみやかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 利用者に対する短期入所生活介護の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償をすみやかに行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 職員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情処理)

第13条 提供した短期入所生活介護事業に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(人格の尊重)

第14条 事業所は、当該事業を利用する利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った福祉サービスを提供しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 事業所は、福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

4 職員であったものは、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務があるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(暴力団等の影響の排除)

第16条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第17条 事業所は、その提供する利用福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 事業所は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(研修による計画的な人材育成)

第18条 事業所は、適切な福祉サービスが提供できるよう職員の業務体制を整備するとともに、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

2 前項の規定により、研修の実施計画を従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第19条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。

イ 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

ウ 事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 事業所は、利用者に対する福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに

県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

4 事業所は、利用者に対する福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(文書保存期間)

第20条 事業者は、自ら行った福祉サービスに関する記録について、その福祉サービス利用の完結の日から5年間保存するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第21条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は短期入所生活介護事業の管理者と利用者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は令和 2年 9月 1日から施行する。

令和 6年 4月 1日一部改正

令和 7年 2月 1日一部改正